

令和 7 年度公益財団法人福島県文化振興財団 契約職員（嘱託職員）採用募集要項

公益財団法人福島県文化振興財団は、指定管理者として福島県文化センター、福島県文化財センター白河館を管理・運営しているほか、芸術文化に関する事業、文化団体への助成事業及び埋蔵文化財の発掘調査業務等を実施しています。

この度、福島県文化センターで芸術文化に関する事業等に従事する契約職員（嘱託職員）を募集します。

- 1 採用予定職種及び人員 契約職員（嘱託職員） 1 名
- 2 勤務予定地 とうほう・みんなの文化センター（福島県文化センター）管理事務所
（福島市山下町 1－2 5）
※文化会館の工事休館により、上記の管理事務所で業務を行います。
- 3 主な職務内容
 - （1） 福島県文化センターの芸術文化に関する事業の企画・制作及び広報等
 - （2） 福島県文化センターの利用者対応や施設管理等
 - （3） 福島県文化センターのホームページの運用、県内イベント情報の収集及び発信等
- 4 採用予定年月日 令和 7 年 9 月 1 日
- 5 雇用期間 令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 6 応募条件 次の（1）から（3）までの条件を満たす者
 - （1） 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - （2） 普通自動車運転免許（A T 限定可）を有すること
 - （3） パソコンの基本操作技術（ワード、エクセル等）を有し、資料作成ができること※ なお、ホール施設、民間会社等で芸術文化事業の企画・制作または施設の管理運営等の経験があることが望ましい
- 7 欠格事項 次のいずれかに該当する者は受験できません。
 - （1） 日本国籍を有しない者
 - （2） 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - （3） 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下で成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- 8 採用方法及び申込手続き等
 - （1） 採用方法 面接試験
 - （2） 募集期間 令和 7 年 6 月 2 0 日（金）～令和 7 年 7 月 3 0 日（水）
 - （3） 申込方法 以下の申込先へ電話で申込（またはハローワークからの紹介）を行い、面接時間を予約したうえで、所定の提出書類を送付してください。
なお、応募状況により、期限前に締め切らせていただく場合があります。
【申込先】とうほう・みんなの文化センター（福島県文化センター）管理事務所内
公益財団法人福島県文化振興財団文化推進課 採用担当
電話 024（534）9191 （受付時間 午前 9 時～午後 5 時）
※土曜・日曜・祝日は管理事務所が定休日のため、電話のお申し込みは受け付けられません。

- (4) 提出書類 履歴書（JIS 規格等 写真貼付）1 通
業務経歴書（所定様式）（ホール施設等で芸術文化事業の企画・制作、施設の管理運営等の勤務経験がある場合）1 通
ホームページ（とうほう・みんなの文化センター〔福島県文化センター〕
<https://www.fcp.or.jp/culture/>）からダウンロードしてください。
ハローワーク紹介状（ハローワークからの紹介の場合のみ）1 通
- (5) 提出先 〒960-8115 福島市山下町 1-25
とうほう・みんなの文化センター（福島県文化センター）管理事務所
公益財団法人福島県文化振興財団文化推進課 採用担当 行
電 話 024 (534) 9191 F A X 024 (536) 1926
- (6) 提出期限 令和 7 年 8 月 1 日（金）（必着、直接持参の場合は午後 5 時まで）
- (7) 受付時間 午前 9 時～午後 5 時

9 面接試験

- (1) 実施日 令和 7 年 8 月 6 日（水）
- (2) 開始時刻 電話申込みの際に面接開始時刻を指定します。
- (3) 会 場 福島市山下町 1-25
とうほう・みんなの文化センター（福島県文化センター）管理事務所 B 棟 2 階
- (4) 試験内容 提出書類に基づいて質問します。面接時間は 20 分程度です。

10 給与等

- (1) 「公益財団法人福島県文化振興財団職員給与規程」等に定める、学歴及び職務経験の年数等により、給与を決定します。
ほかに、期末手当・勤勉手当・扶養手当・住居手当・通勤手当・超過勤務手当等を支給します。但し、退職手当は支給しません。
（参考）令和 7 年度大卒初任給 230,300 円
- (2) 労働時間 1 日 7 時間 45 分（シフト制勤務）
- (3) 休 日 週休 2 日制（指定休）
国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）（シフト制による振替有）
- (4) 有給休暇 年次休暇（採用時に 10 日付与）・特別休暇（結婚・出産・忌引など）・病気休暇
- (5) 保 険 健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労働災害保険に加入
- (6) そ の 他 公益財団法人福島県文化振興財団就業規則 契約職員雇用管理規程が適用されます。

- 11 問合せ先 公益財団法人福島県文化振興財団 文化推進課
〒960-8115 福島市山下町 1-25
とうほう・みんなの文化センター（福島県文化センター）管理事務所内
電 話 024 (534) 9191 F A X 024 (536) 1926
メールアドレス culture@fcp.or.jp

令和 7 年度公益財団法人福島県文化振興財団契約職員（嘱託職員）採用試験

業 務 経 歴 書

氏名

番号	施設名等 (所在地)	従事期間	具体的な業務内容 (役職等)
例	〇〇県文化会館 (〇〇県〇〇市)	令和 2 4 年～現在	平成 2 4 年～平成 2 9 年 施設の貸出、維持管理 平成 3 0 年～現在 自主事業の企画・運営
1			
2			
3			

* 1 業務経歴を記載してください。

* 2 記載しきれない場合は、本様式をコピーして記載してください。